

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

### 第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、B所在の会社店舗C（以下「事業場」という。）において、ホールスタッフとして就労していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日負傷し、D病院に救急搬送され、「四肢不全麻痺、頸椎椎間板ヘルニア、頸髄損傷」（以下「本件傷病」という。）と診断された。請求人によると、同日、酔った客を制止しようとしたところ、客が逆上し暴行を受けた（以下「本件災害」という。）という。
- 3 本件は、請求人が、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人  
(略)
- 2 原処分庁  
(略)

#### 第4 争 点

請求人に発症した本件傷病が、業務上の事由によるものであると認められるか。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 理 由

##### 1 当審査会の事実認定

(略)

##### 2 当審査会の判断

- (1) 請求人は、本件傷病が生じた災害発生時の状況について、酔って店内をうろつくEに対して席に戻るよう促すも、Eはレジ前で暴れ出し、これを押さえようとしたところ、拳で数回殴られ、酒のボトルでも殴られ、さらに○分ないし○分後にはEが投げたと思われるビールの樽が左額に当たり、倒れ込み、その後Fにも数発殴られたとしている。この点、G、H、I等も同様の内容を申述している。
- (2) これに対して、Eは、請求人から先に言いがかりをつけられ、店の外に出ろと言われ、エレベーターホール内にて揉み合いとなった後、請求人から酒瓶で殴られたため反撃のためにビール樽を投げたところ、請求人に当たったものであると述べている。また、Fは、請求人とEが揉み合っていたこと、請求人が酒の空瓶でEの頭を殴ったこと、さらに、Eがビール樽を投げて請求人に当たったことは、Eの申述と同様であり、F自身が請求人を殴ったことについては、平手で反応を確かめるために、はたいたに過ぎないものであると述べている。
- (3) Jは、Eが店内を徘徊していることにつき、請求人が「いい加減頭にきているんで殺していいですか。」と耳打ちしたと述べ、その後、請求人とEが掴み合いをしていたところ、興奮する請求人を押さえつけていたものの、Eが投げたビール樽が請求人に当たったと述べている。さらに、Jは、EとFが、請求人から酒瓶で殴ってきたとの主張をしていることは聞いたものの、その瞬間は見っておらず、互いに瓶で先に叩いた叩かないといった言い合いをし、その際、請求人は払い腰をしたと述べていたことなどを申述している。
- (4) 当審査会においては、本件災害発生時の事実経緯について、加害者とされるE及びFと請求人側に立って申述を行うG及びHの申述内容が全く異なることから、各申述の信ぴょう性について慎重に検討を行った。

すると、Eがキッチンを含め店内をうろついたことについては、いずれの者もこれを認めているところ、請求人、G、Hは、請求人が席に戻るよう声をかけたところEが暴れ始めたと述べ、一方、Eは、請求人から「いちゃもんをつけられ」言い争いとなった後に請求人から「外へ出ろ」と言われたと述べている。このように、請求人とEがバックヤードに出ることになった経緯について、両者の申述は異なるものの、Jが上記のとおり耳打ちされたと述べている請求人の言葉について、Jが捏造しているとは考え難く、Eは酒瓶の具体的銘柄まで示しながら請求人に殴られたと言っており、さらに、請求人が払い腰をしたと言ったというJの申述は、極めて具体的であることから、信ぴょう性があるものと判断する。一方、請求人の申述は、店に戻った後〇分ないし〇分して様子を見に行ったところビール樽を当てられたとするなど、それまでの行動に鑑みるとやや不自然であり、また、G、Hの申述は、自身が直接に見たものではないことを含めて奇妙に一致しているなど、請求人及びこれを擁護する発言をするG、Hの申述には、信ぴょう性がないと判断することが相当である。

以上に照らすと、仮に、Eが一般の客として事業場を訪れていたものであるとみても、少なくとも請求人とEが諍いを生じるに至る経緯において、請求人の行為は、従業員として取るべき行動を著しく逸脱していたことは疑いないと考えることが相当である。

- (5) さらに、請求人は、Eが時々事業場を手伝いに来ることを知っていたとのことであり、そもそも災害当日の諍いは、従業員と客との間において突発的に発生した事態であるとはいい難い。Eは、請求人とは前々から折り合いが悪かったと述べており、また、請求人も、上記のとおり、Jに対して「いい加減頭に来ているんで殺していいですか」と耳打ちしたとの経緯から見て、Eに対して悪印象を持っていたものと考えられ、本件災害とは、私怨に基づくけんかが、たまたま請求人の就業時間中に発生したものとみることが相当であり、本件傷病に業務起因性が認められないことは明らかである。

### 3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。